

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人松山さかのうえ日本語学校（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

2 副理事長は、前項に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。（令和7年1月28日理事会決議）

<別表>

理事の職務権限

決 裁 事 項		
項目	決裁権者	
	理事長	副理事長
理事会及び総会の招集	○	
理事会の決議に付す議案の作成	○	
事業計画案及び予算案の作成	○	
事業報告案及び決算案の作成	○	
事務局長等の重要な使用人に関する人事	○	
その他の人事及び給与等の決定	○	
訴訟への対応方針	○	
一件につき 100 万円以上の支出の決定	○	
上記以外の業務の執行及び法人運営		○

(注) 上記にかかわらず、全ての事項において理事長が決裁を行うことは差し支えない。